

# 丹波市国民健康保険運営協議会会議録

令和5年度 第2回		市当局	副市長 細見 正敏	
開催日	令和6年1月25日(木)		生活環境部 部長 余田 覚	
時刻	開会 午後2時00分	事務局 書記	財務部 税務課長 荻野 浩行	
	閉会 午後3時00分		健康部 健康課長 大野 昌也	
場所	丹波市役所 第2庁舎 2階ホール		生活環境部 市民課長 里 美典	
			生活環境部 市民課 国保年金係長 大前 秀昭	
			生活環境部 市民課 国保年金係主査 津葉木理紗子	
出席委員	勢 志 正	臼 井 秀 明	酒 井 摩喜子	
	荻 野 多津子	中 瀬 まさ子	足 立 定 之	
	上 山 知 己	水 野 良 司	田 村 良 二	
	井 本 秀 平	村 上 茂 子	近 藤 まさ子	
	中 川 泰 一	足 立 康 裕	石 塚 ひとみ	
欠席委員	足 立 省 三	吉 積 宗 範	小 平 博	
審議事項	(1) 令和5年度丹波市国民健康保険の状況について (2) 令和6年度丹波市国民健康保険税賦課方針について (3) その他			

## 会議録（要旨）

### 1 開会

（事務局）

皆様、こんにちは。定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は、今年初めてのまとまった雪ということで、お足元の悪い中、皆様集まっていたいてありがとうございます。ただいまより、令和5年度第2回丹波市国民健康保険運営協議会を開催いたします。最初に、委員の皆様には事前に資料を送付しておりますが、修正箇所が一部ございますので、机の上に置いております会議資料をご覧ください。会議次第にあります次第5番、議事録署名人指名及び書記任命の前までは私のほうで進行させていただきます。

それでは次第2番の副市長ご挨拶をよろしく願いいたします。

### 2 あいさつ

（副市長）

皆様こんにちは。本日は令和5年度第2回丹波市国民健康保険運営協議会の開催にあたりまして、ご挨拶申し上げます。先に、今般、能登半島地震におきましては、日々甚大な被害が確認されております。被災されました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。丹波市におきましても、随時、職員の派遣等、支援を行っております。第一次避難所支援、それから救急搬送、給水、こういった業務にあたっております。兵庫県がひとつのチームとして、オール兵庫で取り組むということで、その一員としてこれからも支援をして参りたいと思っております。

皆様におかれましては、丹波市国民健康保険の運営につきまして、格別のご理解並びにご支援を賜っておりますこと、心より厚くお礼申し上げます。本日は令和5年度丹波市国民健康保険の状況報告と併せまして、令和6年度、県に納付することとなります国保事業費納付金が1月に確定いたしましたので、令和6年度の国民健康保険税の税率について、諮問させていただき、ご審議を賜りたいと思っております。令和6年度は県に納付いたします納付金については、例年より少なく納付することとなっておりますが、令和9年度には標準保険料率の統一を控えており、繰越金や基金を有効に活用しつつ、国保会計を健全に運営することが必要であると考えております。委員の皆様には、この1年間、被保険者の皆様に納めていただく国民健康保険税の税率につきまして、ご審議いただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

最後に、丹波市の目指します健康寿命日本一のまちづくりに向けて、データヘルス計画に基づきまして事業を推進し、市民の皆様の健康保持並びに生活習慣病対策をさらに充実させ、国民健康保険事業の健全な運営に努めて参りたいと考えておりますので、委員の皆様にご理解とご協力をお願いいたしますとともに、重ねて平素大変お世話になっておりますこと、お礼を申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

### 3 委嘱書交付

(事務局)

ありがとうございました。

次に次第3番、委嘱書の交付でございます。この度、委員の中で交代がございました。新たに委員としてお世話になる委員の方をご紹介します。

— 新委員の紹介 —

それでは、副市長より委嘱書の交付をさせていただきます。

— 副市長より新委員の方へ委嘱書交付 —

(事務局)

ありがとうございました。

次に、本日の会議は、令和6年度の丹波市国民健康保険税賦課割合及び税率について諮問させていただきます。それでは、令和6年度丹波市国民健康保険税賦課割合及び税率について、副市長より当運営協議会に諮問させていただきます。つきましては、副市長から会長に諮問書を手渡しさせていただきます。

(副市長)

令和6年度国民健康保険税の賦課割合及び税率についての諮問

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第11条第2項及び丹波市国民健康保険運営協議会規則(平成16年丹波市規則第94号)第2条第1項の規定に基づき、令和6年度丹波市国民健康保険税の賦課割合及び税率について、別紙の通り諮問します。 令和6年1月25日 丹波市長 林時彦

— 諮問書の手渡し —

(事務局)

ありがとうございました。誠に恐縮ではございますが、副市長は次の公務のため、これをもちまして退席とさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

— 副市長退席 —

4 会長あいさつ

(事務局)

続きまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長)

改めましてこんにちは。お足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。冒頭、副市長のご挨拶の中で能登半島のことのお話がありました。毎日のように、皆様も見聞きされてい

るかと思ひます。ここへ来る前にもテレビをつけていましたら、自衛隊の方々の給食の支援等、本当に寒い中、お世話になっている場面がございました。当然、医療関係の方、消防、水道、それから福祉ボランティアの方、等々たくさんの方が行っておられます。本当に頭が下がる思いと、何とかしてあげたいという思いがあるのですが、なかなか行けないという部分で痛みを感じているところがございます。1日も早い復旧復興と言葉ではよく言いますが、なかなかうまくいかないように思ひます。今、能登のほうも高齢化が進行しております。そういう方々、障害お持ちの方も含めて、早く元の生活に戻れるような状況ができたかと思ひているところです。また今後、全国からボランティア活動も入ってくるかと思ひます。また機会があれば、そちらのほうに協力したいと思ひるところでございます。

さて、今日は冒頭ありましたように、令和5年度第2回国民健康保険運営協議会ということで、皆様方お世話になります。よろしくお願ひいたします。主な内容につきましては、先ほど諮問を受けました令和6年度丹波市国民健康保険税の賦課割合及び税率について、ご審議を賜りたく存じます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、会議の成立の確認をさせていただきます。事務局から報告をお願いします。

(事務局)

本日の会議の欠席者は3名でございます。委員18名のうち、15名の出席で過半数に達しておりますので会議成立を確認いたしました。

それでは、会議次第の5、議事録署名人指名及び書記任命からは、議長であります会長のほうで進行をよろしくお願ひいたします。

## 5 議事録署名人指名及び書記任命

(会長)

それでは、会議が成立しておりますので進めたいと思ひます。議事録署名人は、委員2名の方にお願ひを賜りたいと思ひます。書記につきましては、事務局の方でお願いします。

## 6 協議・報告事項

(会長)

それでは、次第6番、協議・報告事項でございます。まず、(1)令和5年度丹波市国民健康保険の状況について、事務局より説明をお願いします。

### (1) 令和5年度丹波市国民健康保険の状況について 事務局より説明

(会長)

ありがとうございました。ただいま令和5年度丹波市国民健康保険の状況についての説明がございました。これより、質疑、意見等に入ります。ご発言のある方は、挙手のうえお願ひいたします。

－ 発言なし －

それでは無いものとして判断させていただいてよろしいでしょうか。はい。

それでは次に、(2) 令和6年度丹波市国民健康保険税賦課方針について事務局より説明をお願いします。

(2) 令和6年度丹波市国民健康保険税賦課方針について  
事務局より説明

(会長)

ありがとうございました。ただいま令和6年度国民健康保険税の賦課方針についての説明がございました。

それでは、先ほどと同じように、質疑、意見等、伺いたいと思います。ご発言がある方は、挙手のうえお願いいたします。

(委員)

確認になりますが、基金が減っていく危機感と言いますか、基金とは一体どういう意味合いを持っているものなのか、もう一度、基金の在り方というか、目的、使い道、その辺のところを教えてください。

(事務局)

基金については、最も簡単な言い方ですと、貯金の状況ではあります。特に非常時、例えば今回の能登半島の地震など、こういった時にどうしても税収などが落ち込みますが、その際に基金を取り崩し、補填するといったことが想定されます。また、医療費が急に上がった場合、例えば非常に高い医療費を発生させるような患者様がおられた場合などには、医療費が不足するため、基金を使うことが想定されます。したがって、基本的には本来、基金はある程度あったほうが良いというものです。ただ、これまで、この基金については、国保税の引き上げをなるべく抑制するようなかたちで使ってきました。しかし、今回、令和9年度に標準保険料率に統一することとなり、今後、保険料率が統一されてきますと、そのような税に対する補填としての基金の在り方というのは無くなっていくことになります。したがって、以前に比べると、基金の重要性、必要性というのは少し下がってきているような状況になります。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

ほかに皆様方ありますかでしょうか。

(委員)

基金は、令和9年度以降は、非常時のためだけにあればよいというものであり、これまでのように保険料を抑制するためには使えなくなるということですか。

(事務局)

おっしゃる通りです。

(会長)

よろしいですか。ほかにございませんか。  
事務局どうぞ。

(事務局)

補足説明です。令和9年度以降、基金を税額のために投入するというのは基本的にできなくなりますが、令和9年度に標準保険料率に合わせた後、今度は令和12年度までに県下の保険料率完全統一があります。現在は、丹波市としての標準保険料率に合わせていく段階にあります。今回は県下の完全統一にまた3年間の期間で合わせていくこととなりますので、その期間で少し基金を投入するようなことは想定されます。

(会長)

ただいまの補足説明でよろしいでしょうか。それでは次に行かせていただきます。

冒頭、市長より諮問をいただきました令和6年度丹波市の国民健康保険税の税率について、当運営協議会の方針を決定したいと思います。A案B案C案を試算しており、資料11ページの棒グラフ等で説明があったところです。令和9年度の統一までにどのような税の上がり幅で調整していけばよいかということですが、A、B、C、挙手をお願いしたいと思います。専門性が高いため、事務局の意見も聞けたらと思いますが、いかがでしょうか。その後、委員の皆様方でA、B、Cでご判断いただくかたちをお願いしたいと思います。それでは事務局お願いします。

(事務局)

A案B案C案お示しさせていただいているところですが、事務局としては今のところB案を思うところです。A案の据え置きにした場合においても、C案にした場合においても、どちらにしても一年早いか、あとか、になるだけで、上がり幅としては非常に高いものとなります。したがって、被保険者の負担としては、A案C案は苦しい状況となります。基金のことから申し上げますと、C案が最も基金が残るため、少し余裕を持てるというところはあると思いますが、やはり被保険者の負担という観点が一番を見ると、なるべく上がり幅は緩いほうが良いと思っております。事務局としてはB案を考えるとところです。

(会長)

基本的に被保険者、市民の方のことを考えると、事務局としては、B案が一番妥当性が高いという説明でした。この12ページ、13ページの表を単純に見ると、徐々に上がっていくほうがよいか、一気に上げていくと負担が厳しいところがあるかと考えたりします。ただ、基金の残高は、C案以外はあまり残らないというところがあります。

それでは、皆様方のご判断をただいまよりお聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

言われていることはよくわかりますが、最初に今いらっしゃる被保険者の方の負担を和らげることと、先ほど言われた令和9年度から令和12年度までの調整の時に基金を使う可能性があるという話で、どちらかの選択になると思いますが、B案でしたら基金が2億2000万円です。これの微調整における重み、十分と予想されるのか、不足するかもしれないと予想されるのか、その辺を教示いただければ判断可能になるかと思います。もう一つ、もし基金が余ったら何に使う予定なのか、使い道、その辺も教えてもらえたらうれしいです。

(会長)

ありがとうございます。ただいま2点、ご質問があったと判断します。事務局の見解を、今の段階での見解を、事務局の方からお願いします。

(事務局)

令和9年度標準保険料率から令和12年度の完全統一について、正式なものではないですが、仮に今の状況下で県下統一になった場合の数字もここ2年ほど示されております。それを見ますと、丹波市の標準保険料率と同じくらいのものになっているため、基金投入の可能性はありますが、それほど大きな投入にはならないのではと考えています。したがって、1億2億3億で、この重みでどうなのかというところですが、例えばB案の2億の場合でも十分足りるのではないのかと思います。

2点目の基金の使い道ですが、税へ充てることができなくなった場合には、今後、緊急の時や、また、保健事業で何か実施することがありましたらそちらの費用になる可能性もあるかと思えます。ただ、現時点ではその辺りがどうなっていくのか想定しきれない部分はあります。

(会長)

今の説明でよろしいでしょうか。基金はその自治体のもので、少ない自治体もあれば、比較的多い自治体もあるかと思いますが、それが統一して基金も一緒にやろうとかそういうことはないですね。

ほかに何かご発言ありますでしょうか。

それでは、A案、B案、C案、皆様方の挙手によって決定したいと思います。よろしく願いいたします。

A案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

— 挙手1人 —

B案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

— 挙手13人 —

C案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

— 挙手0人 —

ありがとうございました。

それでは、採決の結果、令和6年度丹波市国民健康保険税の税率につきましては、B案に決定をいただきました。ありがとうございました。

それでは、ただいまの審議結果に基づきまして答申書を確定し、協議会終了後に事務局から市長へ提出させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは全般を通しまして、何かご発言等ございましたらお願いいたします。

(委員)

私は立場もあっての思いで、一人だけA案で据え置きにしました。我々の団体は年金受給者の方ばかりです。そういう人たちの収入をみたら、一般の国保の方に比べたら非常に低い方が多いです。そしてここで、3%、5%、それから標準税率の話など、保険料を上げる一方の考え方については賛成しかねるという思いで反対というか、据え置きとしてA案にさせていただいた。また、他の委員がおっしゃったように、基金の使い道として税率を抑えることができないとなれば、またその時にそういった弱者のために使えるような模索も考えていただきたいと思います。

(会長)

ありがとうございました。今のご発言は意見として、今後の事務の参考として、真摯に受け止めていただいての対応をお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

(委員)

3ページの保険医療費が全般的に今年度下がっているという箇所、それに対しての背景、その辺りについて何かご承知されてるところがあるか説明いただきたいです。

(事務局)

現段階でどういったことが要因で具体的にどのようなものが減ったかという分析は無いのですが、基本的に令和5年度については、被保険者の減少が一番大きい状況と思っています。令和4年度は被保険者数が減少していった年ですが、費用額は一番高くなっており、どちらかというとなり令和4年度が少し異常な状況にあったのかと思います。令和4年度はコロナの費用額等が上がっているところもあり、令和5年度は、そういった要因も無くなって正常な状況に戻ってきているのではないかとみているところです。

(会長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ほかにご発言等が無いようでございます。

つきましては、本日の審議事項をすべて終了させていただきます。ありがとうございました。最後に副会長が閉会を申し上げます。

## 7 閉会

(副会長)

副市長、会長のお話しにありましたとおり、この度は能登半島の地震でお亡くなりになられた方、またはご遺族の方にはお悔やみ申し上げ、また、被災された皆様方には、お見舞いを申し上げます。そして今日は、外は雪景色ですが、お足元の悪い中、出席いただき、貴重なご意見を賜りまして誠にありがとうございました。なかなか基金との兼ね合いぐらいしかなく、自営業者の方であればわかるかと思いますが、経済状態が良くなればまた違った観点があったりもするかと思いますが、なかなか良い話が聞けないというのもこの世の中の風潮かなと思います。連日テレビ報道でもありますように、日本人の気質でしょうか、痛いと言うとみんなに迷惑がかかるから我慢してしまう、そして病状が悪化する、すると何のための医療制度なのか、社会保障制度なのか、非常に考えるところです。そういった意味で、皆様の判断が、非常に難しいところがあるとは思いますが、またこれからいろんな方のご意見を伺っていただき、そういった意見をまたこういう機会に反映させていただければと思います。また今後ともご指導ご鞭撻、よろしく申し上げます。

本日はこれで閉会させていただきます。皆様お気を付けてお帰りください。ありがとうございました。

(事務局)

事務局からお知らせです。この協議会については、基本的に年2回開催ですが、今年度につきましては、大変申し訳ございませんが、2月22日にもう一度、開催させていただきたいと考えています。データヘルス計画と言いまして、国保の中でこういった保健事業をしていくのか、そういった計画を6年に1回策定しており、今年度、この計画の改訂の年にあたるためです。つきましては、2月22日の14時からミルネのほうで開きたいと思います。皆様お忙しいところ申し訳ございませんが、ご予約の方いただけたらと思います。正式な通知と資料は追って送付させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様、本日はありがとうございました。